

第 40 期事業報告

(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)

I. 事業概要

第 40 期(2025 年度)は、事業規模の維持・拡大と、各事業の一層の質的向上を図るとともに、信託制度の普及に努め、信託の健全な振興と発展に貢献する活動に注力して参りました。

調査研究事業のうち、自主研究については、7 件の新規研究会を立ち上げ、期中では 17 件の研究会を運営しました。委託研究については、期中で計 3 件、うち期中新設 2 件の委託をしています。

助成事業のうち、公募助成については 10 件、総額 9.2 百万円の助成を決定しました。外国人留学生向け奨学金事業については、6 名に奨学金を支給し、来期の奨学金支給者 3 名を決定しました。また、海外留学支援奨学金事業については、14 名に奨学金を支給し、来期の奨学金支給者 8 名を決定しました。

寄付講座・セミナー等その他事業のうち、大学への寄付講座については、既存の 6 校に講座を設置しました。また、信託制度の普及等に向けた活動として、相続・遺言から学ぶ信託ナビとして新たな動画 6 本を財団ホームページに公開しました。

資産運用については、外部専門機関である格付投資情報センターの助言も踏まえた運用方針、資産配分計画等に基づき、2024 年度償還債券の一部を、i シェアーズ・コア J リート ETF、i シェアーズ・コア MSCI 先進国株 ETF に投資しました。また、2025 年度償還の債券については、全額債券への再投資をしました。

内部管理面については、事業規模の拡大に伴う事務負担等が増加する中、安定的で持続可能な内部管理体制の維持及び一層の向上に努めました。

今後につきましても、公益財団法人として適切な運営体制を維持し、信託の健全な振興と発展に向けた事業活動に注力して参ります。

II. 事業内容

1. 調査研究事業

(1) 自主研究

大学教授を委員長とする従来型の研究会の他、実務家中心の研究会を含め 17 件の研究会を運営しました。カッコ内は各研究会の委員長名(2026 年 3 月末日現在)。

<研究会概要>

- ① 新たな法のあり方を考える研究 (樋口範雄 東京大学名誉教授)
・近年アメリカで大きな注目を集めている「Personalized Law」(個別化された法)に関わる動きを中心に、信託とも関連させながら、アメリカにおける新たな法の動きを学び、新たな法のあり方を考察する研究。(2025 年 9 月終了)
- ② 新種財産の信託に関する研究 (能見善久 東京大学名誉教授)
・情報、データ、NTF、排出権など新種財産の信託に関する課題・問題点を研究。(2025 年 6 月終了)

- ③ デジタル時代の所有権と信託に関する研究 (清水剛 東京大学教授)
・デジタル資産をめぐる信託の利用可能性や我が国の財産法、信託法のあり方を経済学的な観点も踏まえて研究。(2025 年 9 月終了)
- ④ 資産承継と信託に関する研究 (角紀代恵 立教大学名誉教授)
・日本に於いて資産承継に用いられる信託について、英米法や大陸法との比較や税務上の問題点を踏まえて今後の方向性を研究。(2025 年 7 月終了)
- ⑤ 金融取引と課税に関する研究 (第 9 期) (中里実 東京大学名誉教授)
・信託に関わる課税を含めた金融取引と課税全般に関する研究。(2025 年 11 月終了)
- ⑥ 信託判例に関する研究 (浅岡輝彦 あさひ法律事務所弁護士)
・民事信託の拡大に伴い蓄積されつつある平成 18 年信託法下における判例の評釈を中心に研究。信託法務大全シリーズとしての出版を予定。(2026 年 3 月終了)
- ⑦ 信託を伝える (現状理解と将来展望) 研究 (道垣内弘人 専修大学教授)
・信託の仕組みをわかりやすく伝える解説書の作成を目指す研究。
- ⑧ 信託税制実務に関する研究 (吉村政穂 一橋大学教授)
・信託税制の実務的な問題点と適正な改善策を検討する研究。信託法務大全シリーズとしての出版を予定。
- ⑨ 信託法における民事法理解と適用に関する研究<東北信託研究会第 3 期>
(吉永一行 東北大学教授)
・近時の民法、商法・会社法および手続法の改正を整理し、これらの改正が信託法やそれを含む財産管理法に与える影響等について研究。
- ⑩ 商事信託に係る立法論的研究
(神田秀樹 東京大学名誉教授、神作裕之 学習院大学教授)
・商事信託に関して、類型ごとの立法論的課題を議論し、更なる信託法の改正を目指した立法論の提言を目的とした研究の第 2 回目。
- ⑪ 資産の管理、運用および承継に関する諸問題の研究<関西信託研究会第 12 期>
(佐久間毅 同志社大学教授)
・資産の管理、運用および承継に関して、信託法を中心にしつつ、民法および会社法上の諸問題を、比較法的検討を織り交ぜつつ、幅広く検討する研究。
- ⑫ 新しい信託を支える理論的基礎に関する研究 (山下純司 学習院大学教授)
・近年発展しつつある新たな信託類型を念頭に、信託法の理論を読み解く研究。
- ⑬ 公益信託に関する研究 (田中和明 当財団研究主幹)
・新公益信託法及び政省令、ガイドライン、公益法人との比較、税制、活用方法等を分析・検討・解説したうえで、今後の公益信託の展望を検討する研究。信託法務大全シリーズとしての出版を予定。
- ⑭ 新しい担保法制と信託に関する研究 (佐久間毅 同志社大学教授)
・法曹実務家と研究者の共同作業にて、新たな担保法制の下で関連法制・法理の新たな理解又は実務のあるべき方向性を示すことを目的とする研究。
- ⑮ 金融取引と課税に関する研究 (第 10 期) (中里実 東京大学名誉教授)

- ・信託に関わる課税を含めた金融取引と課税全般に関する研究。
- ⑩ 現代における信任関係の意義の再検討に関する研究 (清水剛 東京大学教授)
 - ・デジタル化に伴う諸問題に対し、信任義務 (fiduciary duty) に焦点を当てることで、時代の要請に応じ、信託の思想、概念、制度を普及させることを目的とする研究。
- ⑪ 信託法と相続法の立法論的課題に関する研究 (角紀代恵 立教大学名誉教授)
 - ・わが国における相続法と信託法の交錯という問題を各論レベルで検討し、立法論的提言を目指すことを目的とする研究

うち⑩～⑪の 7 件は当期の新設案件。

<研究成果>

- ① 「金融取引と課税 (7)」 (研究叢書 2025 年 4 月公表)
 - ・中里実東京大学名誉教授を委員長として実施した「金融取引と課税 (第 8 期)」(2023 年度終了) の成果を当財団の研究叢書として発行したもの。信託税制・金融取引課税を中心に我が国の租税研究の最先端を示すことを目的として取り纏めたもの。
- ② 「民事法の改正と信託・財産管理」 (研究叢書 2025 年 8 月公表)
 - ・東北大学吉永一行教授を委員長として実施した「民事法改正期の信託法に関する研究」(2023 年度終了) の成果を当財団の研究叢書として発行。近時の民法、商法・会社法および手続法の改正を整理し、信託法やそれを含む財産管理法に与える影響等について取り纏めたもの。
- ③ 「信託法務大全 (第 4 編) 信託業務」 (商業出版 2025 年 7 月発行)
 - ・当財団の田中和明研究主幹を委員長として実施した「信託業務に関する研究」(2024 年度終了) の成果として商業出版したもの。信託業務の解説書を目指して弁護士、司法書士、信託銀行の実務家により執筆されたもの。
- ④ 「信託法の法的基礎の理解に資する総合研究」 (研究叢書 2025 年 10 月公表)
 - ・京都大学木南敦名誉教授、同志社大学佐久間毅教授を共同委員長として実施した「信託の法的基礎の理解に資する総合研究」(2024 年度終了) の成果を当財団の研究叢書として発行したもの。信託に託されている目的を適切に実現する法的基盤の在り方を民事法・商事法などの観点から研究して取り纏めたもの。
- ⑤ 「商事信託に係る立法論的課題の整理と提言に関する研究」

(研究叢書 2025 年 11 月公表)

 - ・神田秀樹東京大学名誉教授、神作裕之学習院大学教授を共同委員長として実施した「商事信託に係る立法論的課題の整理と提言に関する研究」(2024 年度終了) の成果として発行したもの。商事信託に係る立法論を提言することを目的に取り纏めたもの。
- ⑥ 「信託法務大全 (第 5 編) 投資信託」 (商業出版 2025 年 12 月発行)
 - ・当財団の田中和明研究主幹を委員長として実施した「投資信託の制度と法理に関する研究」(2022 年度終了) の成果として商業出版したもの。信託法上の信託としては特異な形態を呈する投資信託の全体像と特徴を解説するもの。

⑦ 条解信託法(第2版)

(商業出版 2026年2月発行)

- ・道垣内弘人専修大学教授を委員長として実施した、条解信託法の第2版の出版を目的とした「信託法コンメンタールに関する研究」(2023年度終了)の成果として商業出版したもの。

(2) 委託研究

大学教授を中心とした研究会や調査研究機関が調査研究を行う委託研究について、期初委託中の1件を終了し、今期新たに2件の委託を行いました。

<委託研究概要>

① ファイナンシャル・ウェルビーイングに関する調査研究

(委託先：一般社団法人ウェルビーイング学会)

- ・国内外でウェルビーイングへの注目度が高まる中、その一要素としてのファイナンシャル・ウェルビーイングの在り方や個人・法人におけるファイナンシャル・ウェルビーイングの実現に向けた方策について研究を委託したもの。
- ・2024年10月に委託し、2025年9月に研究成果として「よくわかるウェルビーイング&ファイナンシャル・ウェルビーイング Q&A ～快適な『お金』との関係を実現するために～」を商業出版。

② 2025年度 Advance Life Planning 実証事業

- ・高齢者の財産管理にまつわる潜在的ニーズを把握し、望ましい意思決定支援のあり方とその実現方法を提示するための研究を委託したもの。ALPアドバイザー資格の教育コンテンツ作成、実証事業を行い取り纏める。
- ・2025年11月に委託し、2026年9月に研究成果取り纏める予定。

③ 国内外の信託等を活用したファミリーオフィスに関する調査研究

- ・海外における富裕層による信託等を活用したファミリーオフィスの調査を通じて、日本の富裕層におけるファミリーオフィスの活用を明らかにし、日本のファミリーオフィスにおける信託の活用可能性を検討する研究を委託したもの。
- ・2026年3月に委託し、2028年3月に研究成果取り纏める予定。

うち②、③は今期の新設案件。

2. 助成事業等

(1) 公募助成

当期の公募助成については、10件、総額9.2百万円の助成を決定しました。カッコ内は助成対象者名(2026年3月末日現在)。

<公募助成案件概要>

① 財産管理・承継に関する日韓比較法研究

(西希代子 慶応義塾大学教授)

- ・遺言代用信託の利用が拡大している韓国と日本の財産管理・承継制度を比較し、日本の財産管理・承継制度の多様化を進める手掛かりを得ることを目的とする。
- ② 高齢者の身上保護を目的とする信託についての理論的研究
(岩藤美智子 岡山大学教授)
 - ・「信託を用いた身の上保護」を実現する際に生じうる諸問題について、理論的な検討を行い、あるべき規律の内容を明らかにすることを目的とする。
- ③ 委託者の生前の財産管理のみを目的とする民事信託における後見と相続との関係
(金森健一 金森民事信託法律事務所弁護士)
 - ・後見制度及び相続制度との関係性を、実務上顕在化する課題として整理・分析し、将来的な制度改正に資する理論的・実務的提言を行うことを目的とする。
- ④ ESG に配慮した不動産投資信託の投融資リスク分析
(菅野正泰 日本大学教授)
 - ・ESG パフォーマンスが不動産投資信託の信用リスク削減に寄与するかについて数理統計的分析を行い、投資家の投融資政策に資することを目的とする。
- ⑤ 日本とマレーシアにおける CCS 信託基金制度設立のための制度設計の研究
(長山浩章 京都大学教授)
 - ・我が国から CO2 を輸送し、貯蓄候補国であるマレーシアにて CCS (Carbon dioxide Capture and Storage) 信託基金を設立するための制度設計を行う研究。
- ⑥ ESG 投資と受託者の義務・責任
(熊代拓馬 神戸大学准教授)
 - ・年金基金・退職年金の受託者が ESG (環境・社会・ガバナンス) 要素を投資判断に組み込むことの正当化根拠とその限界を明らかにする研究。
- ⑦ 新興諸国を巡る資本フロー：グローバル投資信託、グローバル金融循環仮説、そして ESG
(稲葉圭一郎 一橋大学特任教授)
 - ・投資信託の広がりが個々人の金融投資選択肢を大きく広げる中、アジアを含む新興諸国を巡る資本移動が、この 20 年間で如何に変容したかを探る実証研究。
- ⑧ 公法及び私法にとっての信託法理の意義と機能：アメリカ法を参照して
(渕圭吾神戸大学教授)
 - ・「信託」という考え方が、(信託法以外の) 公法及び私法の分野でどのような機能を果たしているか、憲法・行政法・競争法・知的財産法を参照領域とし、また、アメリカ法理論・法史学の最近の研究業績を踏まえることで探求するもの。
- ⑨ ファイナンシャル・ウェルビーイングに関するシンポジウムの開催
(一般社団法人ウェルビーイング学会)
 - ・ファイナンシャル・ウェルビーイングの重要性・注目度が増している中、その在り方や個人・法人(従業員)における実現に向けた方策について、幅広く議論・研究し、世の中に発信することを目指しシンポジウムを開催するもの。
- ⑩ アドバイス・ライフ・プランニングに関するシンポジウムの開催
(東京大学 高齢社会総合研究機構)
 - ・広く一般ユーザー向けにアドバイス・ライフ・プランニング(備えの大切さ)を

知っていただくことを目的に、身近な問題と解決事例の解説などより具体的な内容で発信することを目指しシンポジウムを開催するもの。

(2) 外国人留学生向け奨学金制度の実施

当期は、前期に決定した支給対象者 6 名に奨学金を支給しました。

また、来期の支給対象者の募集選考活動にあたっては、3 名の応募があり、3 名を支給対象者に決定しました。

(3) 海外留学支援奨学金制度の実施

当期は、前期支給対象者 6 名及び当期支給対象者 8 名の合計 14 名に支給しました。

なお、来期は、留学中の 6 名および今期の募集選考により決定した 8 名の合計 14 名に支給を予定しています。

3. 寄付講座・セミナー等その他事業

(1) 寄付講座

寄付講座については、学部生・大学院生を対象とした「信託法」の講座に加えシニア層向けの大学への「信託機能を活用した社会貢献・財産管理」に関する講座も設置しています。

- ① 中央大学研究開発機構による講座（15 年目）
- ② 東北大学法学部「信託法」寄付講座（9 年目）
- ③ 同志社大学大学院司法研究科「信託法」寄付講座（9 年目）
- ④ 関西学院大学法学部「信託法」寄付講座（8 年目）
- ⑤ 立教セカンドステージ大学「信託機能を活用した社会貢献・財産管理」（6 年目）
- ⑥ 神戸大学法学部「信託法」寄付講座（2 年目）

(2) 信託の制度等を学ぶ教育講座の提供

2021 年 3 月から、財団ホームページを活用して、主に大学生を対象とした信託の制度等を学ぶ教育講座（動画等）を提供しています。内容は、信託・信託法の基礎、社会・経済的ニーズに対応する信託、個人ニーズ・高齢化に対応する信託、信託の歴史等、多岐に亘り、視聴状況、視聴者の反応等を踏まえ、講座内容の充実に努めています。

以 上

附属明細書

第 40 期事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項にて規定される「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成しません。

運営体制の充実をはかるための取組

財団運営の堅確性、継続性の維持向上を図るため事務マニュアルを作成。事務マニュアル活用による業務効率の向上も図りたい。

以 上